

令和8年2月6日

報道機関各位

酒気帯び運転をした職員の処分について（通知）

総務部職員課

酒気帯び運転をした職員について、次のとおり処分しました。

1 内 容

- (1) 処分対象者 長寿社会部 主査（30代男性）
- (2) 処分内容 停職6か月
- (3) 処分年月日 令和8年2月6日
- (4) 概 要

当該職員は、令和7年8月8日（金）午後6時30分頃から市内の飲食店で飲酒した後、自ら自家用車を運転しました。8月9日午前2時14分頃、市内の市道上で車を停車し、眠っていたところを警察官に起こされ、呼気検査が実施されました。当該検査で、呼気1リットル当たり0.25ミリグラム以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙されました。その後、令和8年1月13日付けで伊勢崎簡易裁判所から罰金30万円の略式命令があったことから、本人の証言だけではなく、公的にも本件酒気帯び運転が確認できたため、本件処分を行ったものです。

2 その他

当該職員の処分に加え、管理監督責任を問うものとして、直属の課長1人を嚴重注意としました。

3 市長コメント

この度、伊勢崎市職員の酒気帯び運転に関しまして、深くお詫び申し上げます。

市職員全体として飲酒運転の根絶に取り組む中、市民の皆さまの信頼を裏切るようなことになりまして、誠に遺憾であります。

改めまして、全職員に対して飲酒運転の根絶について強く指導し、市民の皆さまの信頼を回復していただけるよう、再発防止を徹底してまいります。

今回の事案を厳粛に受け止め、公務の内外を問わず公務員としての自覚を促すとともに、より一層、綱紀保持と服務規律の徹底を図り、市民の皆さまの信頼回復に取り組んでまいります。

問い合わせ先 職員課 岡田 TEL0270-27-2705 内線 5323
--